

## 中国のジャーナリズム・イデオロギー・憲政運動

山本 賢二\*

### はじめに

李洪林はかつて『中国における四つの主義』（『四种主义在中国』・三联书店 1988）の中で「すでに過去のものとなった封建主義」、「経験したことのない資本主義」、「いま建設中の社会主義」、「遠い未来の共産主義」、この「四つの主義が併存している、これが一種の中国の国情である」と指摘したことがある。「主義」とは中国においては思想・思潮であり、イデオロギーであり、孫中山の「三民主義」ふうによれば、「信仰」でもある。

いま、中国は「中国の特色を備えた社会主義」というイデオロギーを掲げているが、その「中国」には李のいうところの「封建主義」、「資本主義」、「社会主義」、「共産主義」が含まれており、そこから派生する「毛沢東主義」、「自由主義」、「民族主義」、「国粋主義」、「立憲主義」などの当代思潮があり、それを権力を持つ為政者を軸にすると、左派、右派という分け方もできる。もちろん、左派と右派には明確な学術的定義はなく、政治権力の所在によって、左が右になったり、右が左になったりする相対的なものである。すなわち、政治権力を握るものが左右を定義するのである。そして、中国共産党がマルクス主義政党であるとすれば、経済的自由化によって、生産手段が様々な所有制下にあることで、この経済的土台の下部構造は必然的にイデオロギーを含む上部構造を変革することになるとし、それを許容すべきところではあるが、実際には多様な生産手段の所有制が存在するにもかかわらず、上部構造への変革運動は抑えつけられ、江沢民の「三つの代表」の中にそれを吸収し、依然として中国共産党に権力が集中した一党独裁体制を反映した党国イデオロギーで統制を図っている。この党国イデオロギーとは「中国の特色を備えた社会主義」の理論的背景となっている「マルクスレーニン主義」、「毛沢東思想」、「鄧小平理論」、「三つの代表の重要思想」、「科学的発展観」を現体制が解釈したものであり、具体的には習近平総書記をはじめとする党中央のイデオロギーともいえる。

ジャーナリズム・メディアに関して言えば、日常的に使われるようになった「党管媒体」（党がメディアを管理する）という言葉に象徴的に表れている。これこそが中国のジャーナリズム・メディアの「特色」なのである。そして、「党がメディアを管理する」以上、中国のジャーナリズム・メディアはそれが現場であれ、学術領域であれ、必然的に中国共産党の管理下に置かれ、その影響を受けるのであり、その意味からいえば毛沢東時代の「階級闘争の道具」にせよ、鄧小平時代の「全国の輿論の中心」にせよ、一貫して党の代弁者であったし、現在もそうなのである。代弁者とは言葉を換えて言えば、党のイデオロギーを伝える「輿論の障地」であり、そのイデオロギーによって濾過された情報がそこに集積され、発信されるということである。

2012 年末から 2013 年にかけては、中国は胡錦濤から習近平への権力移行期にあって、こうした

---

\*やまもと けんじ 日本大学法学部新聞学科 教授

権力中枢の転換期には、中国のジャーナリズム・メディアをめぐるいくつかの動きが現れるのも当然のことであった。それはジャーナリズム・メディアという「輿論の障地」を新体制がそのイデオロギーに沿って掌握しようとするものであるからである。それゆえ、その動きを概観すれば習近平体制のジャーナリズム・メディア政策が予見できるものといえる。

### 1. 「改革コンセンサスフォーラム」(「改革共识论坛」)の開催

2012年11月、北京大学憲法・行政法研究センターと『炎黄春秋』誌は「改革コンセンサスフォーラム」(「改革共识论坛」)を共同開催した。

この「フォーラム」では北京大学憲法・行政法研究センター主任の姜明安教授が開会の辞を述べ、元中央組織部常務副部長李銳、元全人代法工委研究室主任高錕、元中国政法大学学長江平、元『中国法学』編集長郭道暉、中国政法大学終身教授陳光中、社会科学院名誉学部委員資中筠、社会科学院名誉学部委員何方、中国人民大学一級名誉教授高放らがそれぞれの分科会で基調講演を行った。その中で、何方が「我々は一度となく強調してきた。中国共産党を含むすべての組織、機関はいずれも憲法と法律の範囲内で行動すべきであるが、本当に実現されているわけではなく、憲法があっても憲政がない。」「憲法は公民には言論、出版の自由があることを明文規定している。新聞出版に関係する管理部門も憲法の範囲内で活動すべきであり、その権力は制限を受けなければならない。こうすることのみによって、はじめて人々の憲政意識は絶えず向上し、はじめて憲政が徐々に実現されるのである。」と憲政の必要性を主張するなど憲政問題が重要な議論の対象の一つになった。(洪振快「依法治国 依宪执政—“改革共识论坛”综述」『炎黄春秋』2012年第12期)

そして、「フォーラム」が採択した「改革コンセンサスアピール」(「改革共识倡议书」)は政治改革が遅々として進まず、「官僚の腐敗、公権の乱用、貧富の格差拡大」など社会に不満が鬱積しているが、「体制外には改革の圧力がなく、体制内には改革の動力がない」中で、「中共18全大会報告は政治体制改革の確固とした意志を伝え、習近平総書記の憲法公布施行30周年記念大会での講話が憲法の実施を重点的に強調したことで、我々に憲法に基づく執政、改革深化の希望を見させた。」「当面、中国の改革は再び十字路口にさしかかっている。中国社会は特に改革の原則問題と総体的方向に対してコンセンサスを持たなければならず、特に現代文明の求めたところの民主、法治、人権尊重など憲政の原則に対し基本的なコンセンサスを持たなければならない。」と指摘し、「一、憲法に基づく執政を推進する」、「二、選挙民主を根付かせる」、「三、表現の自由を尊重する」、「四、市場経済を深化させる」、「五、司法の独立を実現する」、「六、憲法の効力を保障する」の6項目のコンセンサスの実現を掲げた。

その中の「三、表現の自由を尊重する」では、「(1)ネット言論が不必要の制限を受けている」ことに対し、「全面的にネット言論管制を解消し、各地の政府がネット言論で公民に対し断罪したり、労働教化を行うことを厳禁すべきである。」とし、「(2)新聞出版が不必要な制限を受けている」ことに対しては、「新聞出版領域の管理は事前の政治的関与から、事後の法的監督に転換し、違法に出版された情報については事後に法的責任を追究すべきである。」とするとともに、「現行の憲法がいまだ効果的に実施されていず、憲法35条の規定する基本的権利がいまだ効果的に保護されていないことにかんがみ、言論と出版の自由の法的保障を着実に強化するとともに、言論出版の自由の法的境界を明確に確定するため、『新聞法』制定の必要がある。」としている。

また、「(3)公民の集会が不必要な制限を受けていること」に対し、「行進示威申請の審査許可は内容審査から手続きの審査に転換すべきであり、審査の目的も公民の表現の自由を制限するのではなく、暴力衝突、交通渋滞など秩序を混乱させる現象を防止するところに置く。」とし、「(4)公民の結社の自由も不必要な制限を受けている」ことに対しては、「公民の結社申請も同様に内容審査から手続きの審査に転換すべきであるとともに、団体に対し法制化された管理を行うのに便利のように、団体届け出登記制度をつくるべきである。」と呼びかけている。

同「アピール」は、最後に「『世界の潮流は、ぐんぐん流れている。これに順うものは昌え、これに逆らうものは亡びる。』、民主、法治、人権、憲政は阻むことのできない世界の潮流である。…我々は左右の違い、朝野の別をのり越えて、民主、法治、人権尊重、民富国強の憲政中国を打ち立てるため共に努力しよう！」(<http://user.qqzone.qq.com/622007780/blog#!app=2&via=QZ.HashRefresh&pos=1356424559>) ということばで結んでいる。

これより先、6月26日には中国内外の知識人126名の署名した「公民憲政コンセンサス」がネットに公表されていた。

この「公民憲政コンセンサス」は冒頭に「我々は公民として、自由民主憲政、社会主義憲政、儒家憲政などの違いはあるものの、自分の人としての尊厳を守るために、文明生活に合致した憲政秩序が打ち立てられることを望んでいる。憲政は反社会主義だとか、中国には憲法だけが必要であり、憲政は必要ではないともいう人がいるが、周知のように、往時憲政のない憲法は迫害を受け死に至らしめられた国家主席を保護することさえできなかった。憲政のみが、歴史の暴政再演を防止できる。」と指摘し、「一、人の尊厳は侵されない」、「二、憲政はみんなの清潔な水と空気である」、「三、憲政を擁護し、憲法を実施する」、「四、選挙民主を推進する」、「五、言論の自由を實踐する」、「六、信仰の自由を尊重する」、「七、司法の独立を実現する」、「八、官民共治に向かう」という8項目について「コンセンサス」を得たとしている。

その中の「五、言論の自由を實踐する」は全文次のように指摘している。

「言論、新聞、集会、結社の自由は公民の尊厳の最たるものであり、公権力を規制し、長期にわたる治世の安定を実現する基本的保障でもある。言論の自由、情報の充足を保証することによって、公民は道徳と心智が成熟に向かうとともに、独立思考によって自分自身の利益にかかわる公共の実務に対し理性的判断を下す能力を持つことができる。ネット時代においては、言論の主導権は個人の掌中に握られており、公民として公共の実務に対し沈黙を保つ理由はない。公民は正当なルートを通じて自己の訴えと要求を表現する権利を持つとともに、他人の表現の自由を尊重する義務もある。公民の言論の自由—特に政府を批判する言論の自由—は政府による剥奪あるいは制限を受けてはならない。新聞と出版の自由は社会の理性の基礎であり、公権力の抑圧を受けてはならない。ひとたび公権力が新聞出版を支配するようになると、必然的に輿論の公器を自分のために奉仕させるよう動かし、国民に対して系統的な情報詐欺と精神的支配を行い、さらに進んで彼らの歴史観や世界観を捻じ曲げ、閉鎖保守、不遜尊大、現実逃避および過激な民族主義などの非理性的心情を助長し、あわせて国家全体を狂乱の中に陥れるのである。この面において、国人はすでに多くの血なまぐさい痛ましい代価を払っている。中国社会を正常に戻すには、必ず新聞独占を打破し、輿論管制を解消しなければならない。」(<http://boxun.com/news/gb/yuanqing/2013/06/201306262138.shtml>)

この「公民憲政コンセンサス」に署名した経済学者茅于軾、《炎黄春秋》副社長楊繼繩、政治学

者陈子明、中国人民大学教授张鸣、上海作家沙叶新らは2008年に劉曉波と張祖桦によって起草された「08憲章」にも署名している。

## 2. 南方週末「元旦のことば」差し替え騒動

南方週末の2013年の「憲政の夢」を語った「中国の夢、憲政の夢」（「中国梦，宪政梦」が表題はもとより本文からも「憲政」が削除され、「我々はいかなる時よりも夢に近づいている」（「我们比任何时候都更接近梦想」）に差し替えられた「元旦のことば」（「元旦献词」）をめぐる騒動はこの憲政運動の一つの流れの延長線上にあるものであった。

BBC 中文版が伝えた同紙評論部戴志勇執筆による「中国の夢、憲政の夢」は「憲法の生命は実施にあり、憲法の権威も実施にある」とする習近平のことばを引用し、「我々は憲法に歯が出、憲政が早くに生まれることを期待する。こうなることのみによってはじめてこの古い国の艱難の転型が実現できる。こうなることのみによってはじめて国家と人民が再び確固とした大地の上に立つことができる」として、文中に「夢」（「梦想」）を29回使うとともに、「憲政」（「宪政」）も14回使い、「憲政」の実現こそが「夢」であることを主張した。一方、広東省委宣传部によって差し替えられた「我々はいかなる時よりも夢に近づいている」は「新しく中共中央総書記についた習近平は『中華民族の偉大な復興を実現することは、中華民族近代以来のもっとも偉大な夢なのである』と述べた。…われわれはいかなる時よりも夢に近づいている。なぜならば『憲法の生命は実施にあり、憲法の権威も実施にある』こうした時代の強い声があるからであり、憲法はまさに国家が多くの民の夢に対して署名したところの契約であるからである。」（[http://www.bbc.co.uk/zhongwen/simp/chinese\\_news/2013/01/130104\\_nanfangzhoumo\\_newyear.shtml](http://www.bbc.co.uk/zhongwen/simp/chinese_news/2013/01/130104_nanfangzhoumo_newyear.shtml)）と語っている。ここでは「夢」を21回使用、「憲法」は上記の3回使用されたものの、「憲政」は一度も使用されていない。このことからわかるように、「憲政」の主張は党にとって受け入れられないということである。

## 3. 「ニュース取材編集要員のインターネット活動管理強化に関する通知」下達

そして、4月8日には新聞出版ラジオテレビ総局から「ニュース取材編集要員のインターネット活動管理強化に関する通知」（「关于加强新闻采编人员网络活动管理的通知」）が下達された。

この「通知」は「ニュース取材編集要員は団結安定鼓舞、正面の宣伝を主とする方針を堅持し、積極的に伝統メディア、ニュースサイト、ブログ、ウェイボーなどのキャリアーを利用し、主流の情報を伝播させ、社会輿論を導き、自覚して有害情報の浸透と伝播を抑え、権威あるルートを通じて確認されていないネット情報を引用、報道せず、ネット上の流言、噂あるいは推測的な情報を伝播させず、転載してはならない。」などと求めるとともに、「各種新聞単位はいずれも勝手に域外メディア、域外サイトのニュース情報製品を使用してはならない」、「取材編集要員がサイトをプラットフォームにして不法な利益を得るなどの行為は断固制止し、法律に基づいて処断する」、「新聞単位が公式ウェイボーを設置するには、その主管単位に届け出るとともに、専従者を指定し、情報を発布しなければならない」（<http://www.diffy.com/news-1916-1.html>）として、事実上主流メディアのサイトを除き、インターネットから得られる情報の使用を禁止した。

#### 4. 「当面のイデオロギー領域の状況に関する通報」 下達

5月ごろには、中共中央弁公庁から「当面のイデオロギー領域の状況に関する通報」（「关于当前意识形态领域情况的通报」）が下達された。いわゆる「9号文献」と呼ばれるこの「通報」はイデオロギー領域における当面の問題を指摘したもので、「二、当面のイデオロギー領域における注意が必要な際立つ問題」（「二、当前意识形态领域值得注意的突出问题」）の中で下記の7項目の問題が指摘された。

- (1) 西側の憲政民主を宣揚し、現代の指導を否定し、中国の特色を備えた社会主義政治制度を否定することを企む。
- (2) 「普遍的価値」を宣揚し、党の執政の思想理論基盤を動揺させようと企む。
- (3) 公民社会を宣揚し、党の執政の社会的基盤を瓦解させようと企む。
- (4) 新自由主義を宣揚し、我が国の基本的経済制度を改変しようと企む。
- (5) 西側のジャーナリズム観を宣揚し、我が国の党がメディアを管理する原則と新聞出版管理制度に挑戦する。
- (6) 歴史虚無主義を宣揚し、中国共産党の歴史と新中国の歴史を否定しようと企む。
- (7) 改革開放に疑問を投げかけ、中国の特色を備えた社会主義の社会主義の性質に疑問を投げかける。(http://snzg.cn/article/html/article\_34937.html)

この「通報」は習近平体制のイデオロギー問題に対する観点が極めて明確に示されているといえるだろう。

#### 5. 「情報ネットワークを利用し誹謗等を行う刑事案件を処理するうえでの法律適用の若干の問題に関する解釈」 発表

9月に入ると、最高人民法院と最高人民検察院の「情報ネットワークを利用し誹謗等を行う刑事案件を処理するうえでの法律適用の若干の問題に関する解釈」（「关于办理利用信息网络实施诽谤等刑事案件适用法律若干问题的解释」）が発表され、インターネットを利用しての流言流布や誹謗などについての法的根拠が示された。

同「解釈」ではその「第三条」に刑法の規定する「社会秩序や国家利益に重大な危害を与える」ものとして刑法に基づく処罰の対象になる項目が次のように列挙された。

- (1) 群衆的事件を引き起こしたものの。
- (2) 公共の秩序の混乱を引き起こしたものの。
- (3) 民族、宗教の衝突を引き起こしたものの。
- (4) 多数の人を誹謗し、社会に悪い影響をもたらしたものの。
- (5) 国家のイメージを損ない、国家の利益に重大な危害を及ぼしたものの。
- (6) 悪い国際的影響をもたらしたものの。
- (7) その他社会の秩序や国家の利益に重大な危害を及ぼした状況。

#### 6. 「ニュース取材編集要員の職域訓練を繰り広げることにに関する通知」 下達

さらに、5年に一度の「記者証」定期更新の年2014年に向けて、「ニュース取材編集要員の職域訓練を繰り広げることにに関する通知」（「关于开展新闻采编人员岗位培训的通知」）が新聞出版ラジ

オテレビ総局から出された。

「通知」はその目的を「ニュース取材編集要員の全体的素養を全面的に向上させるために、ニュース取材編集要員を真剣に職務を履行させるように教育、導き、それにより自覚してマルクス主義のジャーナリズム観を堅持、社会主義の核心的価値観を打ち立て、自覚して新聞法規を順守、自覚して新聞職業道徳を順守する良い風紀を作り出し、よりよく人民に奉仕し、社会主義に奉仕し、全党全国の活動の大局に奉仕させる。」ことにあるとし、「職域訓練内容」を「中国の特色ある社会主義」、「マルクス主義ジャーナリズム観」、「新聞倫理」、「新聞法規」、「ニュース取材編集規範」、「虚偽のニュース防止」という六つのテーマと中国の新聞法規規定及び新聞単位管理規範が含まれるとしている。そして、その統一教材としてはじめて『新聞記者訓練教材 2013』（『新闻记者培训教材 2013』）とそれとセットの6集のテレビ教育フィルムがつくられるなど、「党がメディアを管理する」（党管媒体）傾向がより顕著になった。（<http://press.gapp.gov.cn/reporter/contents/245/156829.html>）

## 7. 習近平総書記、全国宣伝思想工作会議で講話

こうした動きの中、習近平総書記は2013年8月19、20日の両日、北京に全国宣伝思想工作会議を招集し、宣伝思想工作に従事する各級党組織に対し、総書記、国家主席、中央軍事委主席就任以来、初めてイデオロギーを含む宣伝思想工作について重要講話を行った。

習はその中で、「経済建設は党の中心工作であり、イデオロギー工作は党の極めて重要な工作である。」と強調、「宣伝思想工作こそはイデオロギー領域におけるマルクス主義の指導的地位を打ち固め、全党全国人民の団結奮闘する上での共通の思想的基盤を打ち固めなければならない。」と述べるると同時に、「党性」と「人民性」について「党性と人民性は従来から一致したものであって、統一されたものである。党性を堅持する、その核心は正しい政治的方向を堅持し、政治的立場にしっかりと立ち、確固として党の理論と路線方針政策を宣伝し、確固として中央の重大な配置を宣伝し、確固として情勢に関する中央の重大な分析判断を宣伝し、断固党中央と高度の一致を保持し、断固中央の権威を擁護することである。…人民性を堅持するには、最も広範な人民の根本的利益をうまく実現し、うまく擁護し、うまく発展させることを出発点と立脚点にしなければならない、民を本とし、人を本とすることを堅持しなければならない。」と指摘した。

続いて、習は「団結安定鼓舞、正面の宣伝を主とすることを堅持することは宣伝思想工作が順守しなければならない重要方針である。我々は多くの新たな歴史的特色を備えた偉大な闘争をいままさに進めているが、直面している挑戦と困難はこれまでになかったことであり、主流思想輿論を打ち固めることを堅持し、主旋律を高らかに歌い上げ、プラスのエネルギーを伝播させ、全社会の団結邁進する強大な力を誘発しなければならない。キーポイントは質とレベルを向上させ、時宜、度合、効果を把握し、吸引力と感染力を増強し、大衆をして聞きたがり、見たがり、共鳴を生むようにさせ、十分に正面の宣伝の人を鼓舞し、人を激励する役割を発揮しなければならない。ことが大原則と政治原則に関わる原則問題においては、主動性を強め、主導権を握り、主動戦をうまく戦い、幹部大衆が是非の境界をはっきりさせ、模糊とした認識をはっきりさせるよう支援しなければならない。」と語り、「長期にわたる実践の中で、我々の党の宣伝思想工作は十分豊かな経験を積んできた。こうした経験は得難く、貴重であり、今後の工作をうまくやる上での重要な規範であり、

必ず真剣に総括し、長期に堅持するとともに、実践の中で絶えず豊かに発展させていかなければならない。」と呼びかけた。

さらに、「全面的に对外开放された条件の下で宣伝思想工作を行う上で、ひとつの重要任務は人々をより客観的に現代中国を認識させ、外部世界を見るよう導くことである。中国の特色を宣伝解説するには、すべての国家と民族の歴史伝統、文化蓄積、基本的国情が同じではなく、その発展の道も必然的に自らの特色を備えていることをはっきり語らなければならない。」として、「中華文化が蓄積しているもの」、「中華優秀伝統文化」、「中国の特色を備えた社会主義が中華文化の土壌に根差し、中国人民の願いを反映し、中国と時代の発展進歩の要求に適合し、深い歴史的淵源と広範な現実的基盤をもつ」ことを「はっきり語り」、「我が国の伝統文化に対して、国外のものに対して、古のものを今に用い、西洋のものを中国に用い、かすを捨て精華を取り、偽を捨て本物を残し、科学的止揚を経た後、それをわれわれが用いる所にするを堅持しなければならない。」と語った習は「世界情勢の発展変化に対し、世界に現れた新しい事物新しい情況に対し、各国に現れた新しい思想新しい観点新しい知識に対して、我々は宣伝報道を強化し、積極的に人類文明の創造した有益な成果を鏡とすることに資するようにしなければならない。細心に対外宣伝工作をうまく行い、対外宣伝方式を新たに創り出し、中外の新しい概念新しいカテゴリー新しい表現を融合打ち出すことに力を入れ、中国のストーリーをうまく語り、中国の声をうまく伝えなければならない。」と指摘、最後に「宣伝思想部門はたいへん重要な職責を担っているの、その仕事に責任があり、その仕事に責任を負い、その仕事に責任を果たさなければならない。」「宣伝思想工作をうまく行うには全党が手を動かさなければならない。」などと呼びかけた。

この講話公表とともに、人民日報は同日8月21日の紙面に評論員の「宣伝思想工作をよりうまく行おう—習近平総書記8.19重要講話精神学習貫徹を論ず—」（「把宣傳思想工作做得更好——一論學習貫徹習近平總書記8·19重要講話精神」）を掲載、以後、9月1日の「八論」までの一連の論文や関連文章を発表し、キャンペーンを展開した。

その間、人民日報は8月30日の紙面に「編集委員会」の「主流思想輿論を打ち固め壮大にする科学的指針—習近平同志の全国宣伝思想工作會議での重要講話を学んでの体得」（「巩固壮大主流思想輿論的科學指南—學習習近平同志在全國宣傳思想工作會議上重要講話的體會」）と題する論文を発表し、人民日報としての「態度表明」（「表态」）を行った。同文は習近平の講話を「新たな歴史起点における宣伝思想工作をうまく行う上での綱領的文献である。」と位置付けた。

習の講話はまさに人民日報が言うところの「綱領的文献」なのであろうが、それを伝えた新華社電は極めて内容の乏しいもので、その後展開されたキャンペーンとは不釣合であり、党の内と外に伝えられた習近平の講話内容に違いがあることがいま一度明らかになった。その一例としては、新華社電では習近平がインターネットに言及した部分が全く無かったが、キャンペーンの中では中央党学校が下達した「中共中央党校学校の習近平総書記の一連の講話精神を深く掘り下げて学習貫徹することに関する意見」（「中共中央党校关于深入学习贯彻习近平总书记系列讲话精神的意见」）の「宣伝思想工作に関する重要論述を深く体得する」の中に見られるように「インターネットはすでに輿論闘争の主戦場になっており、ネット上での闘争はすでにイデオロギーの安全を守るための重大な課題になっており、宣伝思想工作の重要の中でも重要なものとして力を入れなければならない。」（[http://news.takungpao.com/mainland/focus/2013\\_11/2013508\\_2.html](http://news.takungpao.com/mainland/focus/2013_11/2013508_2.html)）とされていることを

挙げることができる。この時代、インターネットに言及しないはずはなく、新華社がそれを伝えなかった理由はインターネットに関する習の観点を党外に公けにすることを避けたと考えられる。

もとより、中国共産党は党の内と外、さらには党内の地位によってそれぞれ異なる情報を提供している。本来「重要講話」なるものはニュース報道後に詳しい概要や全文が公表されるものであるが、2014年2月20日現在それがないために、当面その全貌を知るにはオープンソースを丹念に分析するしかない。今後も公表されないとすれば、筆者はネット上に流布されている「『8.19』講話精神伝達提綱」（「8・19」讲话精神传达提纲）（これを伝えた海外の中国語サイト「博訊」は「博訊編集者のことば：この文献はネットからのものであり、真実性については検証が待たれる」「（博訊编者按：此文出自网络，真实性有待核实）」をとしている。）を手掛かりにして、キャンペーンの中で発表された記事、論文などを分析し、別稿でこの習近平8.19講話の全容を明らかにしたいと考えている。

## 8. 中国共産党 18 期 3 中全会「全面的に改革を深化させる若干の重大問題に関する中共中央の決定」採択

そして、11月9日から12日まで中国共産党18期3中全会が開催され、習近平体制の今後における路線、政策、方針が提示された。同全会で採択された「全面的に改革を深化させる若干の重大問題に関する中共中央の決定」（「中共中央关于全面深化改革若干重大问题的决定」）は11月15日に全文が公表された。同「決定」は「十一、推进文化体制机制创新」「（38）完善文化管理体制」の中で、次のように指摘している。

「正しい輿論誘導を堅持する体制メカニズムを健全にする。基礎管理、内容管理、業種管理及びネット違法犯罪防犯とそれに打撃を与えるなどの聯同メカニズムを健全にし、ネット突発事件処理メカニズムを健全にし、正面の先導と法律に基づく管理を結び付けたネット輿論工作構造を作る。ニュースメディア資源をまとめ、伝統メディアと新興メディアが融合発展することを推進する。ニュース発表の制度化を推進する。新聞工作者の職業資格制度を厳格にし、新しい型のメディア運用、管理を重視し、コミュニケーション秩序を規範化する。これはジャーナリズム・メディアの制度化の方向を示したものである。この「決定」はその性格上、大きな方針が示されているだけで、今後については関係部門で細部にわたる計画が作られ、実行に移されることになる。

### おわりに

この一年、ここで紹介した「通知」、「意見」、「通報」などの内容によって、ジャーナリズム・メディアについて、中国の特色を備えた社会主義というイデオロギーを基調とした党国ジャーナリズム・メディア体制を維持、強化しようとしている習近平体制の傾向が見えてくる。特に、「通報」の7項目は「西化」否定を明確にしたものであり、憲政を含むいわゆる西側の「普遍的価値観」は受け入れないとするものである。ちなみに、愛国主義を掲げる「環球時報」総編集の胡錫進はフェニックステレビのインタビューに答えて「憲政を持ち出しているこうした人々、彼らの政治的意図は、実際には中国の現在の発展の道を否定するものであり…、わたしは中国のこんにちの政治環境の中ではまったく意義のないものであるかあるいは破壊的役割を持つだけであるということができると考えている。」（[http://news.ifeng.com/mainlang/detail\\_2013\\_09/17/29695529\\_0.shtml](http://news.ifeng.com/mainlang/detail_2013_09/17/29695529_0.shtml)）と指摘

している。

とはいえ、その中の憲政の主張はそれが憲法の実効化を求めていることで、党にとっては正面からの否定はできにくいものであることには変わりはない。

もとより、こうした論議はイデオロギー領域の知識階層の矛盾の反映といえるものであり、圧倒的多数を占める「老百姓」という庶民にとっては日々の暮らしがよくなればよいことである。そして、彼らの欲望が充満した社会をいかに治めていくのかが中国の為政者にとっては従来からの課題であり、当面、習近平体制はこれまでよりはっきりと西側の「普遍的価値観」拒絶の立場を示したということができよう。とはいえ、知識階層の中における党権力側と憲政運動側のせめぎあいは今後も続くであろうし、南方週末の「元旦のことば」差し替え騒動のように、イデオロギーを伝えるジャーナリズム・メディアという「輿論の障地」の争奪戦も続いていくであろう。そこに様々な「主義」が微妙に反映されるであろうことも想像できる。その争奪戦の帰趨を左右するのは「老百姓」という庶民であり、彼らがどこを向くかにかかっているといたいのだが、実際には暴力装置を握る者がすべてを決定してきたのが中国の歴史であることを忘れてはならない。それを一番知っているのが中国共産党であるので、中国人民解放軍はいまもって党の軍隊なのである。それがため、その帰趨を考えるには、「鉄砲」を前にしての「ペン」をめぐる争いという視点を忘れてはならないであろう。